

立憲民主党衆議院議員 大河原まさこ事務所  
塩田秘書様

平素より大変お世話になっております。  
弊省に御連絡いただきました、「香害をなくす連絡会」からの要望につきまして、以下のとおり要望についての見通しを回答させていただきます。  
御確認のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【各要望への回答内容についてのお問い合わせ先】

①④について

水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室 03-6205-4934

②③⑥について

水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室 03- 5521-8359

⑤について

大臣官房環境保健部企画課 03-5521-8252

⑦について

水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室 03- 5521-8359

大臣官房環境保健部企画課 03-5521-8252

令和6年4月8日  
環境省水・大気環境局総務課  
担当：伊藤、村上  
TEL：03-5521-8289

1. 改正「海洋漂着物処理推進法」第十一條の二に則り、マイクロカプセルの使用禁止や自粛を、事業者に行政指導してください。

(答)

- ・海岸漂着物処理推進法の基本方針に示す取組として、マイクロプラスチックの海域への排出抑制、マイクロプラスチックに係る実態把握等を進めています。
- ・具体的には、河川や海洋におけるマイクロプラスチックの実態把握調査等を行っているほか、環境研究総合推進費を通じて、マイクロプラスチックの分布や動態の把握、マイクロプラスチックの影響評価等の研究支援を行い、また事業者との対話を進めているところです。
- ・これらの環境中の存在実態や影響評価については未解明の部分も多く、引き続き最新の科学的知見の集約に力を入れると共に、国内外の動向を踏まえつつ、関係者と協力しながら対策を検討してまいります。

2. 大気汚染対策の一環として、微小粒子物質（PM<sub>2.5</sub>）を発生させる、マイクロカプセルの使用禁止や自粛と、揮発性有機化合物（VOCs）排出量の少ない製品の製造を事業者に指導してください。

(答)

- ・大気汚染防止法では、平成16年に法改正を行い、揮発性有機化合物（VOC）排出抑制対策を位置づけ、塗装施設等のVOCを多量に排出する施設をVOC排出施設として規制対象にし、事業者の自主的取組とのベストミックスにより、対策を推進しており、自主的取組みにおいては令和3年度末現在で、基準年である平成12年と比べ、排出量の6割削減を達成しているところです。
- ・また、マイクロカプセル類由来のマイクロプラスチックに対象を絞った内容ではありませんが、引き続き一般大気環境中のマイクロプラスチックの存在状況、形態等を調査・研究することとしています。
- ・なお、製品の製造に関しては経済産業省に、家庭用品の使用規制に関しては消費者庁等にお尋ねください。

3. 土壌汚染対策の一環として、柔軟剤や洗剤へのマイクロカプセルの使用禁止や自粛を、事業者に指導してください。

(答)

- ・平成15年に施行された土壌汚染対策法において、人の健康に被害を生ずるおそれがある有害物質として揮発性有機化合物（VOC）を含む26物質を規制対象にしているところです。
- ・また、マイクロカプセル類由来のマイクロプラスチックに対象を絞った内容ではありませんが、引き続き土壌中のマイクロプラスチックの挙動等を調査することとしています。
- ・なお、製品の製造に関しては経済産業省に、家庭用品の使用規制に関しては消費者庁等にお尋ねください。

4. 「環境基本計画」環境政策の原則・手法（資料6）にある「予防的な取組方法」の考え方則り、上記の環境政策を講じてください。

(答)

- ・マイクロカプセルを含むマイクロプラスチックが生態系やヒトの健康に及ぼす影響を懸念する声や関連する研究があることは承知しています。
- ・一方で、国際的には、国連食糧農業機関(FAO)や国連の専門家グループなどが、現状では複数の研究を元に影響を総合的に判断するに必要な共通の評価手法がなく、十分な科学的知見の収集が必要と認識しています。
- ・また、プラスチックごみの環境中への排出量については、国際的に合意された統計や推計手法は確立しておらず、流出量等の実態把握も重要な課題であると考えています。
- ・これらを踏まえて、環境省では、令和3年度から水生生物を対象に、生物・生態系影響のリスク評価手法の検討を開始、また、R2年度からはプラスチックごみの海洋への流出量の推計手法の開発を行っています。

- ・併せて、ご指摘の製品を製造する業界を含め、複数の業界団体とともに意見交換を行い、まずは、マイクロプラスチックが国際的な課題であることを共有し、対策について意見交換しているところです。
- ・引き続き、業界との対話をを行うとともに、存在の実態、最新の科学的知見や国際的な動向等に関する情報収集に努め、実効的な施策の在り方を検討してまいります。

5. 保健・化学物質対策の一環として、「エコチル調査」の質問表の中に「柔軟剤」等の主に香料入りの家庭用品の使用の有無の項目を入れて、柔軟剤等の香りの影響を追跡調査してください。また、「化学物質環境実態調査」（化学物質エコ調査）に、家庭用品から排出される、マイクロカプセルなどの微小粒子物質（PM. 2.5）や、香料や溶剤などの揮発性有機化合物（VOCs）を項目に入れて、空気中、水中、土壤への残留量や環境影響を調べて、市民にわかりやすく周知してください。

(答)

- ・ エコチル調査では、化学物質ばく露等の環境要因と健康影響の関連について明らかにするという目的のもと、専門的な観点で科学的な妥当性・信頼性を検討した上で調査内容を決定しています。
- ・ 化学物質環境実態調査では、多数の化学物質の中から、化学物質管理施策等を所管する部署からの要望がなされた物質について、リスクの観点等を考慮して対象を絞り込み、以下の3種類の調査を実施しています。
  - 一般環境中での環境リスクが懸念される化学物質について、リスク管理施策等を検討する際の基礎資料とする

ため、全国各地域における代表性のある一般環境又は一般環境中で高濃度が予想される地域で行う初期環境調査（10 物質群程度）

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に係るリスク評価等に必要な全国的なばく露量を把握するための詳細環境調査（5 物質群程度）
- 化審法の第一種特定化学物質等や残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で製造禁止等となった物質について、一般環境中の残留状況を監視するためのモニタリング調査（11 物質群）

※「一般環境」とは、工場又は事業場の敷地境界及び排出口等の特定の排出源の直近を除く地域を指します。

- ・ご指摘の香料入りの家庭用品から排出される物質については、主に局所的な放出が影響するものと考えられ、現時点では上記 3 類型のいずれについても調査の対象となることは考えにくいものの、今後、関係部署から要望があり一般環境中での環境リスク管理施策の観点からの必要性が高まった場合は、調査実施について検討してまいります。

6. 5省庁連名ポスターを改訂し、貴省が所管する産業界や、SDGsに取り組む企業などに、ポスターを周知してください。

(答)

- ・御指摘の連名ポスターに関しては、臭気関係の団体に配布するなど、周知に取り組んで来たところです。  
改訂等があれば、同様に周知を図ってまいります。

7. 貴省職員に研修を行い、職員から香害をもたらす家庭用品の使用自粛を始めてください。

(答)

- ・省内にポスターを掲示するなど、引き続き香害について周知を図ってまいります。